

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
子ども・子育て部会
令和元年度第1回 秋田県版子ども・子育て会議

次 第

令和元年5月31日（金）10:30～12:00
秋田市中心市民サービスセンター 音楽室4

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 次期子ども・子育て支援事業支援計画について
 - (2) 意見交換
- 4 閉会

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
子ども・子育て部会
令和元年度第1回 秋田県版子ども・子育て会議
出席者名簿

No.	氏名	所属団体・役職等推薦	分野
1	石坂千雪	秋田県児童館等連絡協議会	子育て支援当事者
2	小野寺恵子	秋田県児童養護施設協議会副会長	子育て支援当事者
3	川嶋真諒	秋田県保育協議会会長	保育関係者
4	工藤留美	秋田商工会議所女性会	両立支援・事業主
5	佐川喜一	秋田県小学校長会代表 (秋田市立土崎南小学校校長)	教育関係者
6	柴田一宏	弁護士	有識者
7	時田博	公募委員	県民（公募）
8	山名裕子	秋田大学教育文化学部准教授	有識者
9	小玉由紀	子育てカフェ「にこリーフ」代表	保護者
10	高橋奈保子	秋田県保育士会会長	保育関係者
11	武田正廣	秋田県私立幼稚園・認定こども園連合会会長	幼稚園関係者
12	安田敦子	聖園学園短期大学厚生課長	保育士養成校関係者
13	山崎純	特定非営利活動法人子育て応援Seed 理事長	子育て支援当事者

【県出席職員】

No.	氏 名	所 属	職 名
1	猿 橋 進	あきた未来創造部	次長
2	水 澤 里 利	次世代・女性活躍支援課	課長
3	藤 原 亨	地域・家庭福祉課	課長
4	鈴 木 和 朗	教育庁幼保推進課	課長
5	山信田 宣 康	警察本部警務部警務課	課長補佐
6	熊 谷 僚 子	保健・疾病対策課	副主幹
7	鈴 木 高 志	教育庁総務課	副主幹(兼)企画監
8	浅 野 輝 美	教育庁幼保推進課	副主幹(兼)班長
9	伊 藤 由紀子	教育庁幼保推進課	副主幹
10	新 号 和 政	次世代・女性活躍支援課	主幹(兼)班長
11	上 田 智 子	次世代・女性活躍支援課	副主幹(兼)班長
12	村 雲 伸 一	次世代・女性活躍支援課	副主幹
13	柴 田 正 希	次世代・女性活躍支援課	副主幹
14	佐 藤 誠 子	次世代・女性活躍支援課	主査

「少子化・子育て施策等に関する調査」について

1 調査の概要

本調査は、結婚や子育てに関する意識や、これまでの少子化対策・子育て支援事業の効果について調査・分析するために実施した。

調査票は①児童・生徒の保護者、②学生・独身の就業者、2種類を作成し、配付は学校や企業・団体等を経由して行い、回答は、回答者が返信用封筒により投函する形とした。各調査票の配付数、回収数等は次のとおりである。

	配付数	回収数	回収率
①保護者	6, 315	4, 479	70.2%
②学生・独身の就業者	1, 020	576	56.5%
全体	7, 335	5, 055	68.9%

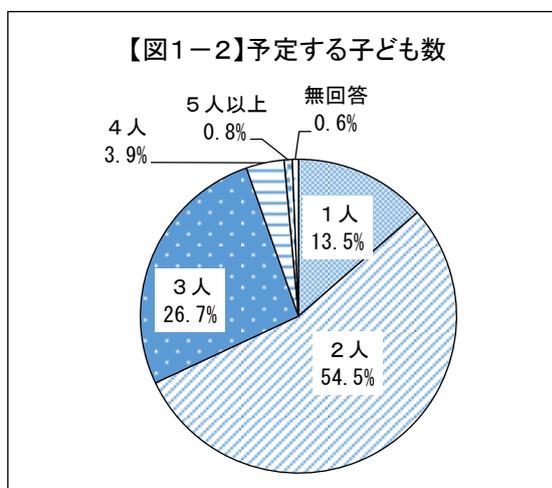
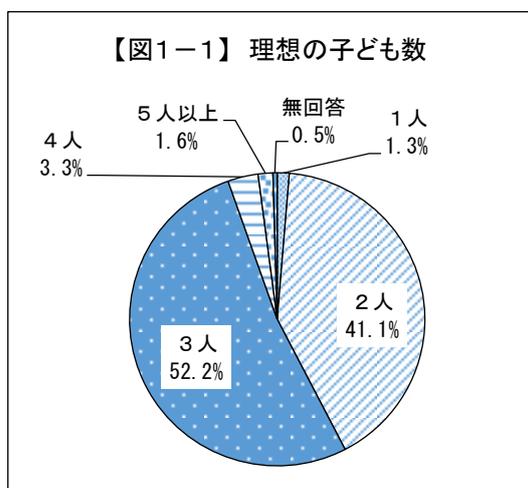
2 調査結果の概要

以下に調査結果の一部抜粋を示す。

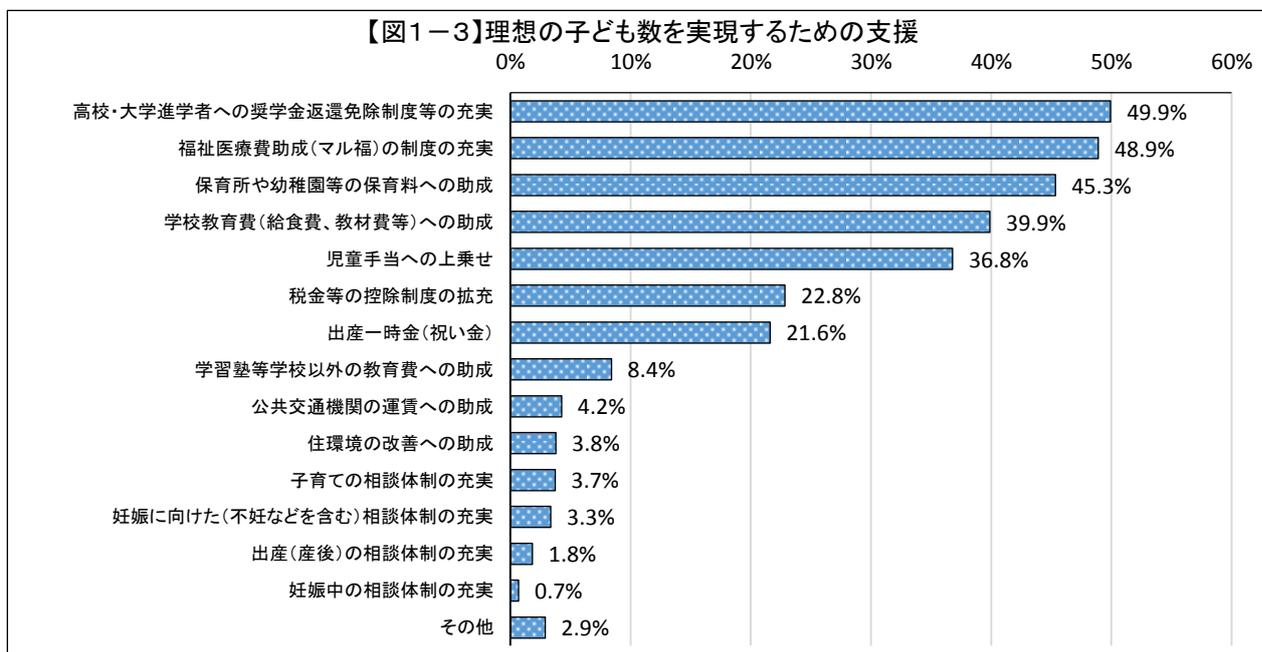
(1) 子育てに関する意識（保護者の回答）

①「理想の子ども数」に関する認識について

- 「理想の子ども数」は「3人」が52.2%と最も割合が高く、続いて「2人」が41.1%となっている。理想の子ども数を2人以上とする回答の合計は98.2%となっている（図1-1）。
- 一方で、「予定する子ども数」は「2人」が54.5%と最も割合が高い（図1-2）。



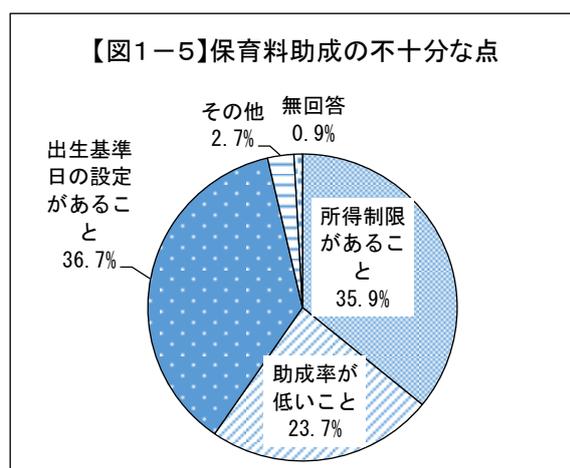
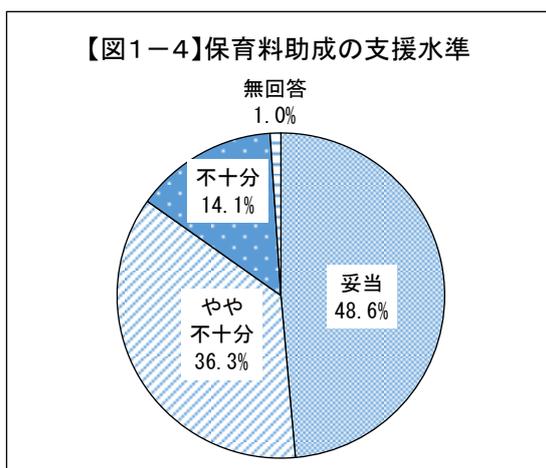
- 「理想の子ども数を実現するための支援」としては、「高校・大学進学者への奨学金返還免除制度等の充実」が 49.9%と最も割合が高い。「福祉医療費助成（マル福）の制度の充実」「保育所や幼稚園等の保育料への助成」も 40%を超える（図 1-3）。



②各施策ごとの回答状況について

ア)「保育料助成」について

- 「助成の支援水準」については、「妥当」の割合が 48.6%で最も高いものの、「やや不十分」が 36.3%、「不十分」が 14.1%と、合計で 50.4%となり「妥当」を上回る。（図 1-4）。
- 「助成の不十分な点」としては、「出生基準日の設定があること」が 36.7%と最も高く、続いて「所得制限があること」が 35.9%、「助成率が低いこと」が 23.7%となっている（図 1-5）。

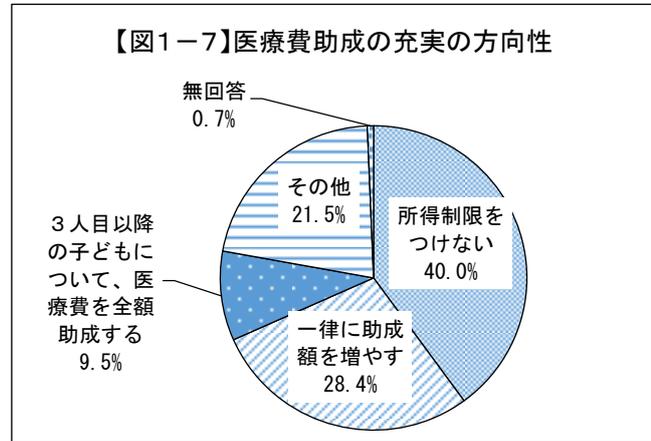
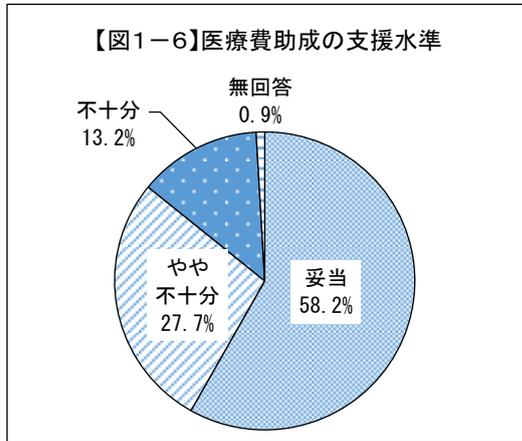


- また、自由意見としては、いわゆる「保育所同時入所¹」の要件に該当せず、第3子がいても優遇を受けられないこと、「所得制限」のため支援制度の対象にならないことに対する不満等が寄せられている。

¹ 国の保育料助成制度は2人目が半額助成、3人目以降は無料だが、保育所に同時に入所していることが要件とされている。

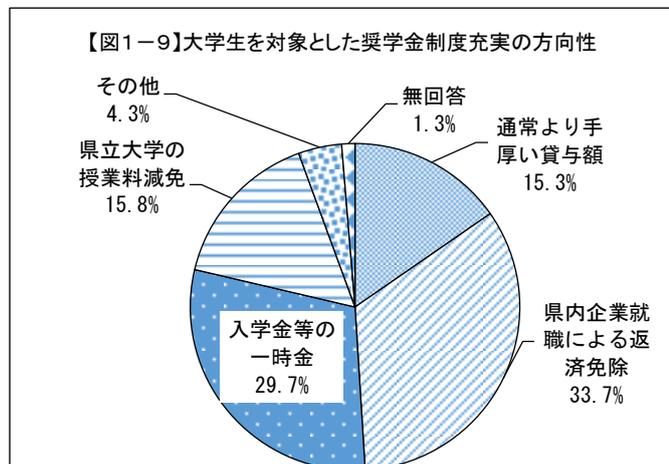
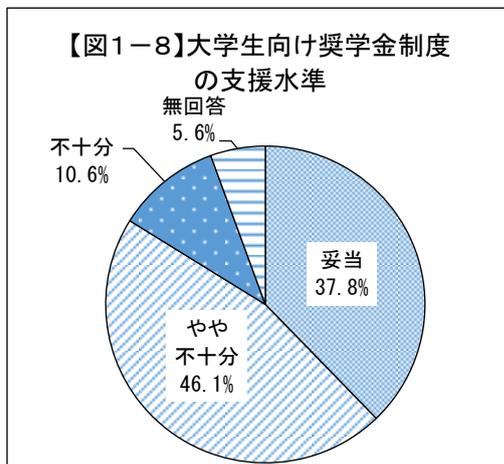
イ)「医療費助成」について

- 「助成の支援水準」については、「妥当」の割合が 58.2%と最も高い。「やや不十分」が 27.7%、「不十分」が 13.2%で、合わせると 40.9%となっている(図1-6)。
- 「充実の方向性」としては、「所得制限をつけない」の割合が 40.0%で最も高く、続いて「一律に助成額を増やす」が 28.4%となっている。さらに「その他」が 21.5%で続くが、その内容としては、「高校3年生まで助成してほしい」が多い(図1-7)。



ウ)「奨学金」について

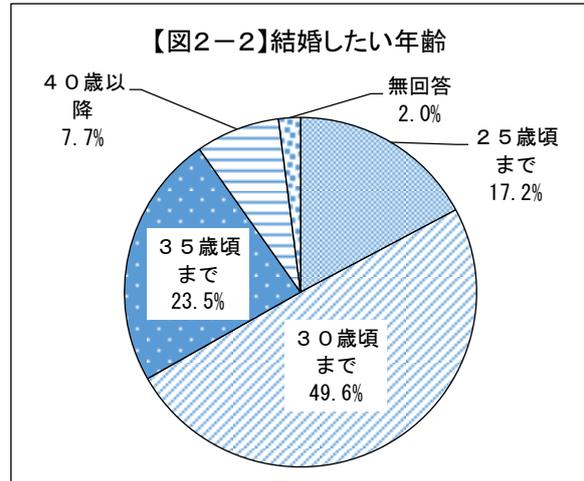
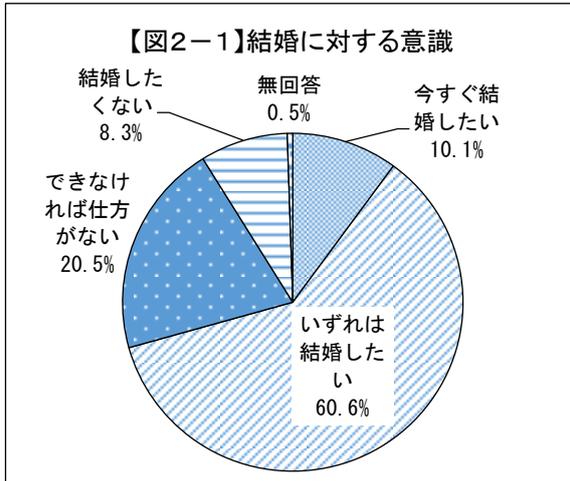
- 「大学生向け奨学金の支援水準」については、「やや不十分」が 46.1%で最も割合が高く、続いて「妥当」が 37.8%、「不十分」が 10.6%となっている。「やや不十分」「不十分」の合計は 56.7%を占める(図1-8)。
- 「充実の方向性」としては、「県内企業就職による返済免除」が 33.7%で最も割合が高く、続いて「入学金等の一時金」が 29.7%となっている(図1-9)。



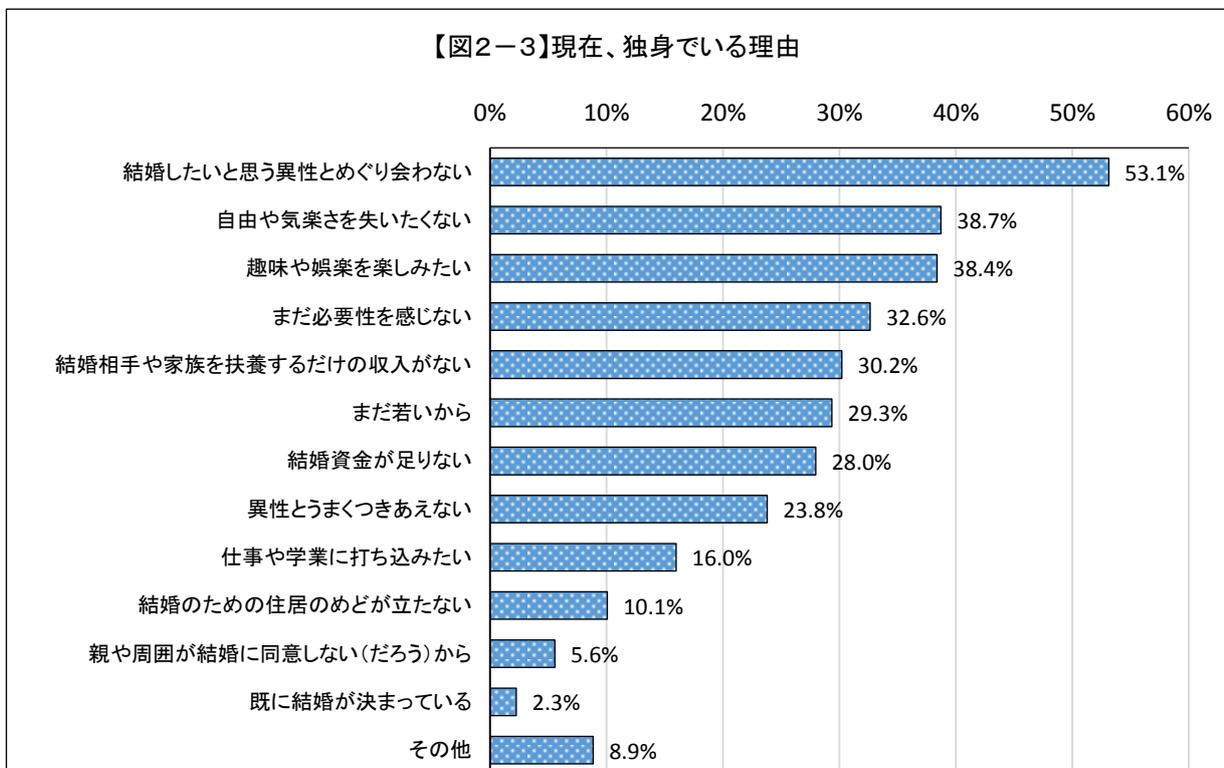
- また、自由意見としては、高校・大学などのライフステージこそ負担が大きいのに、支援が薄くなっていくことに対する不安等が寄せられている。

(2) 結婚に関する意識（学生・独身の就業者の回答）

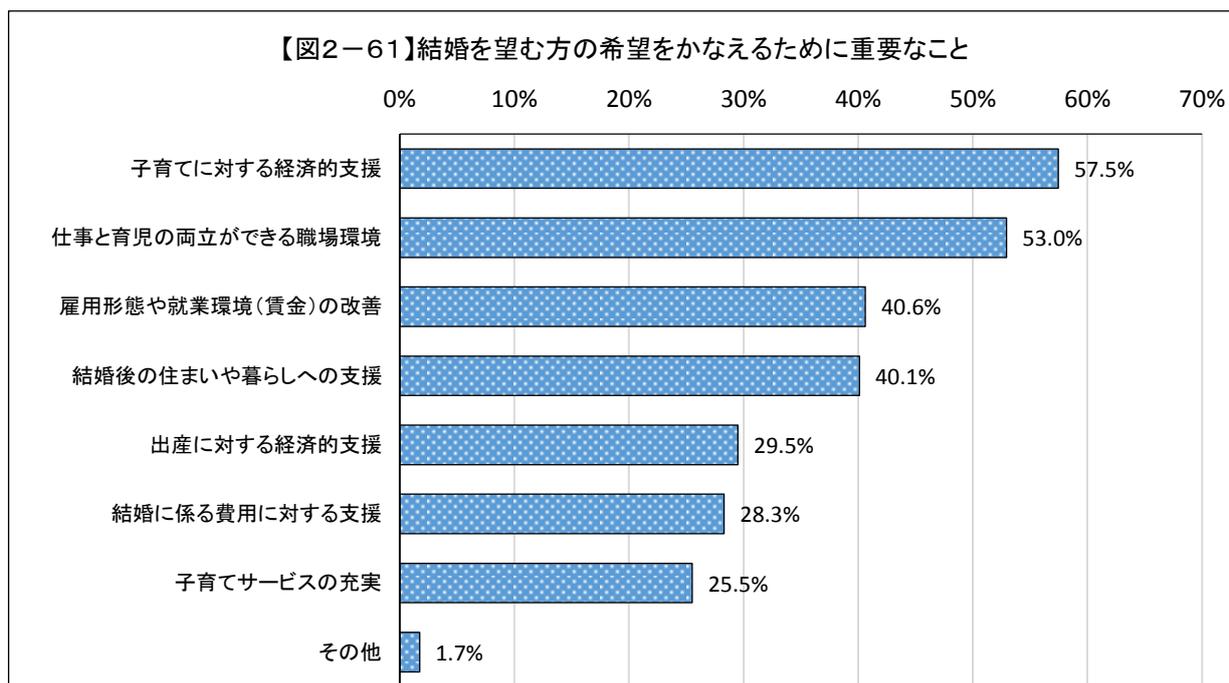
- 「いずれは結婚したい」が60.6%と最も割合が高く、「できなければ仕方ない」が20.5%と続く。「今すぐ結婚したい」と「いずれは結婚したい」を合わせると70.7%となっている（図2-1）。
- 「結婚したい年齢」については、「30歳頃まで」が49.6%と最も割合が高く、「35歳頃まで」が23.5%と続く（図2-2）。



- 「現在、独身でいる理由」については、「結婚したいと思う異性とめぐり合わない」が53.1%と最も割合が高く、「自由や気楽さを失いたくない」が38.7%、「趣味や娯楽を楽しみたい」が38.4%と続く（図2-3）。



- 「結婚を望む方の希望をかなえるために重要なこと」については、「子育てに対する経済的支援」が 57.5%と最も割合が高く、「仕事と育児の両立ができる職場環境」が 53.0%、「雇用形態や就業環境（賃金）の改善」が 40.6%と続く（図 2-4）。



秋田県版子ども・子育て会議について

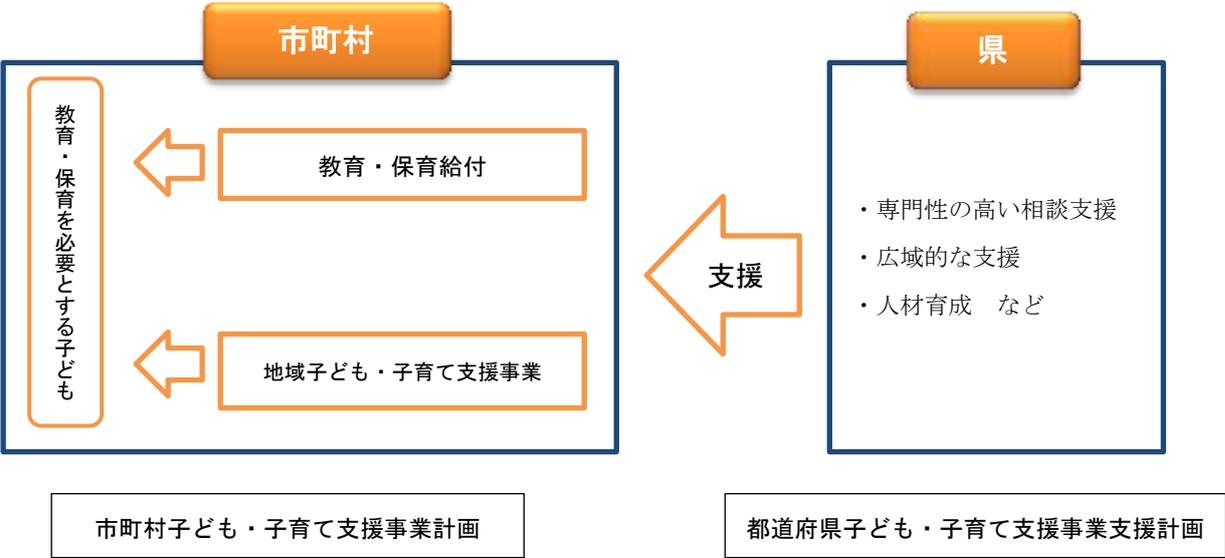
1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

- 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき秋田県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」

子ども・子育て支援法（抜粋）
 第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
 2～6（略）

- 次世代育成支援対策推進法第9条に基づき秋田県が策定する「地域行動計画」
- 秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づき知事が定める「子ども・子育て支援に関する基本計画」
- 「母子保健計画」も包含している。

【参考】子ども・子育て支援法の体系イメージ



2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども・子育て支援法第62条第5項により意見聴取

子ども・子育て支援法（抜粋）
 第六十二条 1～4（略）
 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
 6（略）

3 子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条第4項により設置

子ども・子育て支援法（抜粋）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2・3 (略)

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 (略)

第3期すこやかあきた夢っ子プラン（「第二期秋田県子ども・子育て支援事業支援計画」「次世代育成支援行動計画に基づく基本計画」「秋田県子ども・子育て支援条例に基づく計画」）策定スケジュール

令和元年5月31日現在

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2020年度
国の動き	4.23事務連絡「第二期計画における量の見込みの算出等の考え方」発出		基本指針の改正				消費税増税(8→10%)幼児教育無償化開始					量の見込みと確保方策の調査	第二期秋田県子ども・子育て支援事業支援計画開始
子ども・子育て部会		第1回開催			第2回開催(骨子案)		第3回開催(素案)現計画分開催				第4回開催(最終案)		
県の動き			6月議会			9月議会			12月議会 県計画策定状況説明		2月議会 県計画案説明		
所管課 ・次女課 ・幼保推進課 ・関係各課	県計画(案)のとりまとめ									パブリックコメント	県計画案手直し	県計画確定 国へ提出	
	県計画(案)等の検討・調整(随時開催)												
市町村の動き	市町村ニーズ調査 県報告												
	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の確保方策の検討、県への報告、調整			事業計画案とりまとめ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の確保方策を県へ報告、調整			事業計画の事前協議				市町村計画確定、県へ提出		

第2期 すこやかあきた夢っ子プラン

目標指標年度比較表

基本施策	目標指標	単位	基準値(実績値) H25	実績値 H26	実績値 H27	実績値 H28	実績値 H29	実績値 H30	目標値 H31	進捗管理 担当課	備考
1 教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供	1 待機児童数	人	38 (H25. 4. 1時点) 165 (H25. 10. 1時点)	53 (H26. 4. 1時点) 139 (H26. 10. 1時点)	37 (H27. 4. 1時点) 118 (H27. 10. 1時点)	33 (H28. 4. 1時点) 126 (H28. 10. 1時点)	41 (H29. 4. 1時点) 128 (H29. 10. 1時点)	37 (H30. 4. 1時点) 125 (H30. 10. 1時点)	0	幼保推進課	
	2 認定こども園数	園	33	37	53	69	81	89	63	幼保推進課	
	3 小学校と交流・連携している認定こども園・幼稚園・保育所の割合	%	-	92.9 (273/294)	97.4 (305/313)	99.3 (313/315)	97.8 (305/312)	97.1 (303/312)	95.0	幼保推進課	
2 地域の子育てサポート体制の整備	4 ファミリー・サポート・センターの提供会員登録者数	人	1,051	1,177	1,242	1,189	1,191	1,054	1,350	次世代・女性活躍支援課	
	5 放課後児童クラブ設置率 (設置済小学校区数/全小学校区数)	%	75.7 (171/226)	75.2 (167/222)	78.7 (166/211)	79.5 (159/200)	81.0% (162/200)	81.8% (162/198)	85.0	次世代・女性活躍支援課	
	6 児童虐待により死亡または重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	2	1	1	1	1	1	0	地域・家庭福祉課	
	7 里親委託率 (里親・F H委託児童数/乳児院・児童養護施設入所児童数、里親・F H委託児童数)	%	6.2 (14/226)	6.1 (13/214)	7.5 (15/199)	8.5 (16/188)	9.6 (19/198)	12.2 (25/205)	12.0	地域・家庭福祉課	
	8 母子家庭の母の就職率	%	84.9 (9,903/11,666)	85.1 (9,802/11,524)	86.6 (9,868/11,389)	87.6 (9,792/11,184)	88.0 (9,551/10,852)	88.8 (9,413/10,605)	86.0	地域・家庭福祉課	
	9 障害児通所支援等の利用者 (実人数)	人	658	1,389	1,675	2,131	2,323	2,687	945	障害福祉課	
3 子育てと仕事の両立の推進	10 従業員数100人以下の企業における、一般事業主行動計画策定件数(累計)	件	570	647	724	815	916	1,054 (H30. 12月未現在)	772	次世代・女性活躍支援課	
4 子育て家庭の経済的負担の軽減	11 県民意識調査「子育て家庭への経済的な支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合 (モニタリング指標：20-50代の加重平均)	%	39 (533/1,372)	37 (436/1,174)	53 (540/1,025) ※H28. 6調査	51 (558/1,087) ※H29. 6調査	52 (524/1,009) ※H30. 6調査	集計中	45	次世代・女性活躍支援課	
5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保	12 県民一人あたり都市公園面積	m ² /人	19.1	19.7	19.9	20.1	21.2	集計中	20.0	都市計画課	
	13 歩道整備率 (歩道整備延長km/道路延長km)	%	38.9 (1,272/3,267)	39.1 (1,278/3,267)	39.3 (1,283/3,267)	39.4 (1,286/3,267)	39.4 (1,287/3,267)	39.6 (1,292/3,267)	40.6	道路課	
	14 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合 (公立幼・小・中・高・特別支援)	%	32.1 (136/424)	39.3 (160/407)	46.5 (179/385)	41.3 (163/395)	46.7 (182/390)	46.7 (184/394)	50.0	保健体育課	
6 次の親世代に対する支援の充実強化	15 婚姻数	件	3,865	3,842	3,613	3,510	3,311	集計中	4,020	次世代・女性活躍支援課	
	16 あきた結婚支援センターへの成婚報告者数	人	398	585	780	991	1167	1,326	1,555	次世代・女性活躍支援課	
	17 結婚サポーター登録者数	人	213	231	248	274	299	293	250 (H29目標値)	次世代・女性活躍支援課	
	18 高校生の県内就職率 (公立私立、全日制・定時制)	%	61.5 (1,680/2,732)	66.0 (1,743/2,641)	64.8 (1,676/2,588)	65.2 (1,686/2,587)	66.9 (1,659/2,481)	65.0 (1,558/2,396)	74.0	高校教育課	
7 心と体の健康の増進	19 周産期死亡率(1,000人あたり) (周産期死亡数/(出生数+22週以後死産数))		3.1 (19/6,194)	5.5 (33/6,016)	2.9 (17/5,877)	4.6 (26/5,687)	4.1 (22/5,409)	集計中	4.0未満 (H29目標値)	医務薬事課	
	20 3歳児健康診査受診率 (受診児童/全3歳児)	%	97.2 (6,856/7,054)	96.7 (6,655/6,880)	98.0 (6,430/6,561)	97.7 (6,233/6,370)	97.1 (5,972/6,418)	集計中	100	保健・疾病対策課	
	21 むし歯のない3歳児の割合 (むし歯のなかった児童/受診児童)	%	74.1 (5,076/6,852)	75.4 (5,017/6,652)	75.9 (4,874/6,425)	77.5 (4,818/6,217)	81.3 (4,856/5,971)	集計中	85.0	健康づくり推進課	
	22 地場産農産物の学校給食利用率 (地場産使用量t/全使用量t)	%	37.2 (439/1,181)	41.4 (485/1,172)	41.9 (471/1,124)	33.2 (355/1,069)	30.9 (327/1,059)	集計中	35.0以上	保健体育課	
	23 不登校児童生徒の出現率 (100人あたり)		0.88 (655/74,357)	0.89 (650/72,407)	0.89 (629/70,382)	0.92 (632/68,632)	1.09 (725/66,700)	集計中	0.77	義務教育課	
	8 子どもが成長するための教育環境の整備	24 基礎学力向上のための指数 (「学習状況調査」における通過割合)	%	74.5	74.3	75.1	79.0	81.5	77.8	75	義務教育課
25 新体力テストにおける小中高の偏差値の平均			51.4	51.6	50.8	51.3	50.9	51.0	52.7	保健体育課	
26 中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率		%	90.6 (107/118)	94.0 (111/118)	93.8 (107/114)	92.7 (103/111)	95.4 (106/111)	96.3 (106/110)	95.7	生涯学習課	

※NO. 20, 21で「3歳児健康診査受診児童数」に差があるのは、3歳児健康診査において何らかの理由により歯科コーナーを受診しなかった児童があったためである。

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっての留意事項

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び第二期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）の作成に当たっての基本指針については、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、6月を目途に改正を予定している。

市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての留意事項や、基本指針の改正事項についての現時点の方向性は以下のとおり。

1. 量の見込み及び確保方策

(1) 全般

- ・ 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）。※1
- ・ 都市開発部局との十分な情報共有を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、必要に応じて補正を行うこと。※1

(2) 教育・保育

- ・ 0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、適切に算出すること。※1
- ・ 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、確保の内容に含めて差し支えないこと。※1
- ・ 必要利用定員総数について、当該年度より翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。※1
- ・ 新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児の定員を少なく設定し、2年目以降は、入所児童の進級に伴い、その定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。※1
- ・ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。※1,2
- ・ 子ども・子育て支援法附則第14条に規定する保育充実事業の実施に当たっては、市町村支援事業計画に位置付けること。※1,3
- ・ 認定こども園への移行を促進する観点から、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、引き続き実施すること。（基本指針第三の四の2（二）（2））※1,4

1. 量の見込み及び確保方策（続き）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。※1
- ・ 利用者支援事業については、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。※1
- ・ 放課後児童健全育成事業について、可能な限り学年ごとに、小学校6年生までの量の見込みを算出すること。その際、新・放課後子ども総合プランに基づく量の見込みの算出方法又はニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法のうち、いずれか適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえて、量の見込みの数字とすること。※1

2. 自治体間の調整

(1) 広域利用の調整

- ・ 都道府県は、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有しているため、都道府県支援事業支援計画の作成過程では、市町村との連携を図ること。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 市町村が市町村支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。（基本指針第三の一の2（三））
- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業について、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場合は、あらかじめ他の市町村と調整を行うこと。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整や適切な区域設定を行うこと。（基本指針第三の二の2（二））※5
- ・ 病児保育の広域利用について、市町村間で利用枠に関する協定を締結している場合は、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で市町村支援事業計画に位置付けることが適当と考えられること。また、都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行うこと。※6

(2) 子ども・子育て支援法に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映

- ・ 同法附則第14条第4項に規定する協議会で協議が調った事項の都道府県支援事業支援計画への反映については、保育に係る子ども・子育て支援に関する施策の円滑かつ確実な実施のための必要性の観点から、都道府県の判断により行うこと。※1,3

3. 他の計画との関係

- ・ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。こと。（基本指針第三の一の6）※1

4. 計画の公表、点検及び評価等

(1) パブリックコメント等の実施

- ・ 市町村は、市町村支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、パブリックコメントの実施等の方法によって、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていること。（子ども・子育て支援法第61条第8項）※1

(2) 計画の公表、点検及び評価

- ・ 市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画を作成したときは、これを公表すること。（基本指針第三の六の4）※1
- ・ 市町村・都道府県は、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表すること。この際、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれること。（基本指針第三の六の3）
- ・ 地方版子ども・子育て会議においては、毎年度、市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画に基づく施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこととされている。市町村・都道府県はその結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。（基本指針第六の二）

5. 基本指針の改正を予定している項目

(1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。※1,7

(2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。※1,7

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。※1,7

※ 市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に要する経費については、平成31年度において地方財政措置が講じられる予定。

(参考)

- ※1 平成31年4月23日事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方について（改訂版）」
- ※2 平成30年3月30日内閣府告示第56号
- ※3 平成30年4月9日通知府子本第350号・子保発0409第1号・29初幼教第18号「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」
- ※4 平成26年4月1日事務連絡「認定こども園への移行について」、平成25年12月18日事務連絡「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について」
- ※5 平成26年8月29日事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取り扱いについて」、自治体向けFAQ第17版
- ※6 自治体向けFAQ第17版
- ※7 平成31年1月28日第41回子ども・子育て会議資料4

第2期すこやかあきた夢っ子プランの概要

【計画の目標】 「地域が一体となって進める様々な取組を通じ、誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会」の実現

政策1 「子ども・子育て支援の充実強化」

◆地域の潜在需要を踏まえた幼児期の教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図る。

基本施策1
教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

基本施策2
地域の子育てサポート体制の整備

基本施策3
子育てと仕事の両立の推進

政策2 「子どもを産み・育てる環境の整備」

◆子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てる環境を整備する。

基本施策4
子育て家庭の経済的負担の軽減

基本施策5
子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

基本施策6
次の親世代に対する支援の充実強化

基本施策7
心とからだの健康の増進

基本施策8
子どもが成長するための教育環境の整備

成果・現状・課題

(仮称) 第3期すこやかあきた夢っ子プラン(案)

【計画の目標】

「結婚・出産・子育てに関する県民の希望をかなえ、秋田の未来を拓く子どもの健やかな成長を可能とする社会」の構築を目指します。

政策1 「子育てを地域で支える体制の充実」

機運醸成や相談体制、人材の養成など人的サポート体制の整備等

政策2 「安心して子育てができる環境の整備」

子育て支援等における環境の整備

調和・整合性

子ども・子育て支援法

次世代育成支援対策推進法

秋田県子ども・子育て支援条例

母子保健計画

主な重点的施策案

結婚から子育てまで社会全体で支える機運醸成

地域の子育て体制の充実

育児と仕事の両立支援の充実

人材の養成と資質向上の推進

ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

児童虐待防止対策、配慮を要する子どもへの支援の強化

子育て家庭の経済的支援の充実

他の計画

地域福祉計画、教育振興基本計画 等

第3期ふるさと秋田元気創造プラン

- ◆自然減抑制に向けた出生数等の改善(結婚から出産・子育てに関する県民の希望の実現)
- ◆若年層の県内定着、回帰の促進や移住の拡大(若者の県内定着・回帰や首都圏等からの移住促進)
- ◆女性や若者に魅力ある仕事づくり(産業振興を通じた仕事づくりによる人口流出の歯止め)

あきた未来総合戦略

平成26年制定の「まち・ひと・しごと創生法」により、国と地方が総合戦略を策定し、一体となって地方創生の実現を図る。産業振興による仕事づくりや移住・定住対策、少子化対策、新たな地域社会の形成と4つの基本目標を掲げて取り組んでいる。